

大阪広域水道企業団個人情報保護条例

平成23年3月17日

大阪広域水道企業団条例第5号

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の取扱い（第5条—第10条）

第2節 個人情報の開示、訂正及び利用停止（第11条—第37条）

第3節 是正の申出（第38条—第40条）

第4節 救済手続（第41条—第51条）

第5節 他の制度との調整等（第52条）

第3章 雑則（第53条—第56条）

第4章 罰則（第57条—第62条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。

(2) 実施機関 企業長、監査委員及び議会をいう。

(3) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。

(4) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及びスライド（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 実施機関が、住民の利用に供することを目的として管理しているもの

イ 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数のものに販売することを目的として発行されているもの（アに掲げるものを除く。）

(5) 国等 国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報

の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体、地方独立行政法人及びその他の公共団体をいう。

（平23条例36・一部改正）

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、個人の権利利益の保護を図るため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じる責務を有する。

（適用除外）

第4条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る統計調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。）に含まれる保有個人情報

(2) 統計法第27条第2項の規定により総務大臣から提供を受けた事業所母集団データベースに含まれる個人情報

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の取扱い

（個人情報取扱事務の登録及び縦覧）

第5条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を作成し、一般の縦覧に供しなければならない。

(1) 個人情報取扱事務の名称

(2) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称

(3) 個人情報取扱事務の目的

(4) 個人情報の対象者の範囲

(5) 個人情報の記録項目

(6) 個人情報の収集先

(7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関の規則（規程を含む。以下同じ。）で定める事項

2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について、前項各号に掲げる事項を登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 前2項の規定は、次に掲げる事務については、適用しない。

(1) 企業団の職員又は職員であった者に関する事務であって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関するもの又はこれらに準ずるもの（実施機関が行う職員の採用に関する事務を含む。）

(2) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の

職員又は職員であった者に係る個人情報であって、職務の遂行に関するものを取り扱う事務

(3) 臨時に収集された個人情報を取り扱う事務

(4) 一般に入手し得る刊行物等を取り扱う事務

(5) 物品若しくは金銭の送付若しくは受領又は業務上必要な連絡の用に供するため、相手方の氏名、住所等の事項のみを取り扱う事務

4 実施機関は、第2項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を登録簿から抹消しなければならない。

(収集の制限)

第6条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う目的を具体的に明らかにし、当該目的の達成のために必要な範囲内で収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令又は条例の規定に基づくとき。

(3) 他の実施機関から提供を受けるとき。

(4) 出版、報道等により公にされているものから収集することが正当であると認められるとき。

(5) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、大阪広域水道企業団個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いた上で、本人から収集することにより、個人情報取扱事務の目的の達成に支障が生じ、又はその円滑な実施を困難にするおそれがあることその他本人以外のものから収集することに相当の理由があると実施機関が認めるとき。

4 実施機関は、本人から直接当該本人の個人情報を収集するときは、あらかじめ、本人に対し、当該個人情報を取り扱う目的を明示するよう努めなければならない。

5 実施機関は、次に掲げる個人情報を収集してはならない。ただし、法令若しくは条例の規定に基づくとき又は審議会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるときは、この限りでない。

(1) 思想、信仰、信条その他の心身に関する基本的な個人情報

(2) 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

(利用及び提供の制限)

第7条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外に個人情報を、当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

(2) 法令又は条例の規定に基づくとき。

(3) 出版、報道等により公にされているものを利用し、又は提供することが正当であると認められるとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために利用し、又は提供する場合で、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当な理由があると実施機関が認めるとき。

2 実施機関は、実施機関以外のものに個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対して、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

3 実施機関は、審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと当該実施機関が認める場合を除き、実施機関以外のものに対して、通信回線により結合された電子計算機（実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。）を用いて個人情報の提供をしてはならない。

(適正管理)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、その保有する個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を、確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的文化的価値を有する資料として保存されるものについては、この限りでない。

(委託に伴う措置等)

第9条 実施機関は、個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託す

るときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたものは、個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(職員等の義務)

第10条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第2節 個人情報の開示、訂正及び利用停止

(開示請求)

第11条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が現に保有している自己に関する個人情報であって、検索し得るものの開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって、前項の規定による請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。ただし、当該開示請求が、当該未成年者又は成年被後見人の利益に反すると認められるときは、この限りでない。

(開示してはならない個人情報)

第12条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が、次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該個人情報を開示してはならない。

(1) 開示請求をした者(前条第2項の規定により、未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。以下「開示請求者」という。)以外の者に関する個人情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの

(2) 法令又は条例の規定により、開示することができない個人情報

(3) 法律又はこれに基づく政令の規定による明示の指示(地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条第1号への指示その他これに類する行為をいう。)により、開示することができない個人情報

(開示しないことができる個人情報)

第13条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が、次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該個人情報を開示しないことができる。

(1) 法人(国等を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報を含む個人情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該個人の

競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの（人の生命、身体若しくは健康に対し危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の財産若しくは生活に対し重大な影響を及ぼす違法な若しくは著しく不当な事業活動に関する情報（以下「例外開示情報」という。）を除く。）

- (2) 企業団の機関又は国等の機関が行う調査研究、企画、調整等に関する個人情報であって、開示することにより、当該又は同種の調査研究、企画、調整等を公正かつ適切に行うことに著しい支障を及ぼすおそれのあるもの
- (3) 企業団の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、交渉、渉外、争訟等の事務に関する個人情報であって、開示することにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの
- (4) 個人の指導、診断、判定、評価等の事務に関する個人情報であって、開示することにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの
- (5) 開示することにより、個人の生命、身体、財産等の保護その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすと認められる個人情報
- (6) 本人から開示請求がなされた場合において、開示することにより、本人の生命、身体、財産等を害するおそれのある個人情報
- (7) 第11条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人から本人に代わって開示請求がなされた場合（同項ただし書に該当する場合を除く。）であって、開示することにより、当該未成年者又は成年被後見人の権利利益を害するおそれのある個人情報

（部分開示）

第14条 実施機関は、個人情報に次に掲げる個人情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて、当該個人情報を開示しなければならない。

- (1) 第12条各号のいずれかに該当する個人情報
- (2) 前条各号のいずれかに該当する個人情報で、当該個人情報が記録されていることによりその記録されている個人情報について個人情報を開示しないこととされるもの

（個人情報の存否に関する情報）

第15条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、前条各号に掲げる個人情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求の方法)

第16条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 開示請求に係る個人情報特定のために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関の規則で定める事項

2 開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な資料で実施機関の定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求をしようとする者に対し、当該開示請求に係る個人情報の特定に必要な情報を提供するよう努めなければならない。

4 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、当該補正に必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(開示の決定及び通知)

第17条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、速やかに、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき（第15条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。）は、その旨の決定をし、速やかに、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による個人情報の一部を開示する旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは、当該通知に次に掲げる事項を付記しなければならない。

- (1) 当該通知に係る決定の理由
- (2) 当該通知に係る個人情報が第14条各号に掲げる個人情報に該当しなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合にあっては、その期日

(開示決定等の期限)

第18条 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内に行わなければならない。ただし、第16条第4項の規定により開示請求書の補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないうことにつき正当な理由があるときは、その期間を15日を限度とし

て延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、開示請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

- 3 第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあつては、当該延長後の期間）内に、実施機関が開示決定等をしないうきは、開示請求者は、前条第2項の規定による個人情報の全部を開示しない旨の決定があつたものとみなすことができる。

（開示決定等の期限の特例）

第19条 開示請求に係る個人情報著しく大量であるため、開示請求があつた日から起算して30日（第16条第4項の規定により開示請求書の補正を求めた場合においては、これに当該補正に要した日数を加えた日数）以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの個人情報について開示決定等をする期限

- 2 開示請求者に対し前項の規定による通知をした場合には、当該通知に係る個人情報については、前条第3項の規定は、適用しない。
- 3 第1項第2号に規定する期限までに、実施機関が開示決定等をしないうきは、開示請求者は、同号の残りの個人情報について開示しない旨の決定があつたものとみなすことができる。

（開示請求に係る事案の移送）

第20条 実施機関は、開示請求に係る個人情報他の実施機関から提供されたものであるときは、当該開示請求の趣旨に反しない限りにおいて、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該事案に係る開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第17条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力を行わなければならない。

(第三者に対する意見の提出の機会の付与等)

第21条 実施機関は、開示決定等をする場合において、当該開示決定等に係る個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの(以下この条、第42条及び第43条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、あらかじめ当該第三者に対し、開示請求に係る個人情報が記録されている行政文書の表示その他実施機関の規則で定める事項を通知して、その意見を書面により提出する機会を与えることができる。ただし、次項の規定により、あらかじめ第三者に対し、その意見を書面により提出する機会を与えなければならない場合は、この限りでない。

2 実施機関は、開示決定をする場合において、例外開示情報に該当すると認められる第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとするときは、あらかじめ当該第三者に対し、開示請求に係る個人情報が記録されている行政文書の表示その他実施機関の規則で定める事項を書面により通知して、その意見を書面により提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見を書面により提出する機会を与えられた第三者が当該機会に係る個人情報の開示に反対の意思を表示した書面(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、当該個人情報について開示決定をするときは、当該開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、当該開示決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第22条 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対し、当該開示決定に係る個人情報を開示しなければならない。

2 前項の規定による個人情報の開示は、当該個人情報が記録されている行政文書が、文書、図画、写真又はスライドである場合にあっては当該個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付により、電磁的記録である場合にあってはこれらに準ずる方法としてその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の規則で定める方法により行う。

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人情報が記録されている行政文書を開示することにより、当該行政文書が汚損され、又は破損されるおそれがあるとき、第14条の規定に基づき個人情報が記録されている行政文書を開示するときその他相当の理由があるときは、当該行政文書を複写した物を閲覧させ、若しくはその写しを交付し、又はこれらに準ずる方法として実施機関の規則で定める方法により開示することができる。

- 4 開示決定に基づき個人情報の開示を受ける者は、実施機関の規則で定めるところにより、当該開示決定をした実施機関に対し、その求める開示の実施の方法その他実施機関の規則で定める事項を申し出なければならない。
- 5 前項の規定による申出は、第17条第1項の規定による通知があった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。
- 6 第16条第2項の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

(開示請求等の特例)

第23条 実施機関があらかじめ定めた個人情報について本人が開示請求をしようとするときは、第16条第1項の規定にかかわらず、口頭により行うことができる。

- 2 前項の開示請求をしようとする者は、第16条第2項の規定にかかわらず、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人であることを証明するために必要な資料で実施機関の定めるものを実施機関に提示しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の開示請求があったときは、第17条から第19条まで、第21条及び前条第1項の規定にかかわらず、直ちに開示するものとする。この場合において、個人情報の開示の方法は、前条第2項から第5項までの規定にかかわらず、実施機関が別に定めるところによるものとする。

(訂正請求)

第24条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が現に保有している自己に関する個人情報について、事実に関する誤りがあると認めるときは、その訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。

- 2 実施機関は、前項の規定による請求（以下「訂正請求」という。）があったときは、訂正につき法令又は条例に特別の定めがあるとき、実施機関に訂正の権限がないときその他訂正しないことにつき正当な理由があるときを除き、当該誤りを訂正しなければならない。
- 3 第11条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求に係る個人情報の存否に関する情報)

第25条 第15条の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求の方法)

第26条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る個人情報 を特定するために必要な事項

(3) 訂正を求める内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関の規則で定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3 第16条第2項から第4項までの規定は、訂正請求について準用する。
(訂正請求の決定及び通知)

第27条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の当該訂正請求に係る部分（以下「被訂正請求部分」という。）の全部又は一部を訂正するときは、その旨の決定をし、速やかに、当該決定に係る被訂正請求部分の訂正をした上で、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、その旨及び当該訂正の内容を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、被訂正請求部分の全部を訂正しないとき（第25条において準用する第15条の規定により訂正請求を拒否するとき及び訂正請求に係る個人情報を保有していないときを含む。）は、その旨の決定をし、速やかに、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による被訂正請求部分の一部を訂正する旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは、当該通知に当該決定に係る理由を付記しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第28条 前条第1項及び第2項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第26条第3項において準用する第16条第4項の規定により訂正請求書の補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項に規定する期間内に訂正決定等を行うことができないことにつき正当な理由があるときは、その期間を30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、訂正請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあつては、当該延長後の期間）内に、実施機関が訂正決定等を行わないときは、訂正請求者は、前条第2項の規定による被訂正請求部分の全部を訂正しない旨の決定があつたものとみなすことができる。

(訂正決定等の期限の特例)

第29条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をするれば足りる。

この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

2 訂正請求者に対し前項の規定による通知をした場合には、当該通知に係る個人情報については、前条第3項の規定は、適用しない。

3 第1項第2号に規定する期限までに、実施機関が訂正決定等をしないときは、訂正請求者は、同号の残りの個人情報について訂正しない旨の決定があったものとみなすことができる。

(訂正請求に係る事案の移送)

第30条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報がある実施機関から提供されたものであるときは、当該訂正請求の趣旨に反しない限りにおいて、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該事案に係る訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第27条第1項の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行わなければならない。

(個人情報の提供先への通知)

第31条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(利用停止請求)

第32条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が現に保有する自己に関する個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 第6条第1項から第3項まで若しくは第5項の規定に違反して収集されたとき、第7条第1項の規定に違反して利用されているとき又はこれらのおそれが著しいとき 当該個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第7条第1項若しくは第3項の規定に違反して提供されているとき又はこれらのおそれが著しいとき 当該個人情報の提供の停止

(3) 第8条第3項の規定に違反して保有されているとき又はそのおそれが著しいとき 当該個人情報の消去

2 実施機関は、前項の規定による請求（以下「利用停止請求」という。）があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の同項各号に定める措置（以下「利用停止」という。）をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 第11条第2項の規定は、利用停止請求について準用する。

（利用停止請求に係る個人情報の存否に関する情報）

第33条 第15条の規定は、利用停止請求について準用する。

（利用停止請求の方法）

第34条 利用停止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 利用停止請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 利用停止の趣旨及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関の規則で定める事項

2 第16条第2項から第4項までの規定は、利用停止請求をしようとする者について準用する。

（利用停止請求の決定及び通知）

第35条 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の当該利用停止請求に係る部分（以下「被利用停止請求部分」という。）の全部又は一部の利用停止をするときは、その旨の決定をし、当該決定に係る被利用停止請求部分の利用停止をした上で、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、その旨及び当該利用停止の内容を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、被利用停止請求部分の全部の利用停止をしないとき（第33条において準用する第15条の規定により利用停止請求を拒否するとき及び利用停止請求に係る個人情報を保有していないときを含む。）は、その旨の決定をし、速やかに、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による被利用停止請求部分の一部の利用停止をする旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは、当該通知に当該決定に係る理由を付記しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第36条 前条第1項及び第2項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第34条第2項において準用する第16条第4項の規定に

より利用停止請求書の補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項に規定する期間内に利用停止決定等をする事ができないことにつき正当な理由があるときは、その期間を30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、利用停止請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあつては、当該延長後の期間）内に、実施機関が利用停止決定等をしなないときは、利用停止請求者は、前条第2項の規定による被利用停止請求部分の全部の利用停止をしなない旨の決定があつたものとみなすことができる。

（利用停止決定等の期限の特例）

第37条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等すれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

2 利用停止請求者に対し前項の規定による通知をした場合には、当該通知に係る個人情報については、前条第3項の規定は、適用しない。

3 第1項第2号に規定する期限までに、実施機関が利用停止決定等をしなないときは、利用停止請求者は、同号の残りの個人情報について利用停止をしなない旨の決定があつたものとみなすことができる。

第3節 是正の申出

（是正の申出）

第38条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が現に保有している自己に関する個人情報の取扱いが、この条例の規定に違反して不適正であると認めるときは、その取扱いの是正を申し出ることができる。

2 第11条第2項の規定は、前項の規定による申出（以下「是正の申出」という。）について準用する。

（是正の申出の方法）

第39条 是正の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出しなければならない。

(1) 是正の申出をしようとする者の氏名及び住所又は居所

(2) 是正の申出に係る個人情報を特定するために必要な事項

(3) 是正の申出に係る個人情報の取扱いの内容及び是正を求める内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関の規則で定める事項

2 第16条第2項の規定は、是正の申出をしようとする者について準用

する。

(是正の申出に対する措置等)

第40条 実施機関は、前条第1項に規定する是正の申出があったときは、速やかに、必要な調査を行い、当該是正の申出に対する処理を行い、その内容(当該是正の申出の趣旨に沿った処理を行わない場合にあっては、その理由を含む。)を当該是正の申出をした者に対し、書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、前項の場合において、是正の申出の内容を勘案して必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

第4節 救済手続

(審議会への諮問)

第41条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、審議会に当該不服申立てに対する決定について諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが明らかに不適法であり、却下するとき。

(2) 決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号において同じ。)を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(3) 決定で、不服申立てに係る訂正決定等(被訂正請求部分の全部を訂正する旨の決定を除く。)を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る被訂正請求部分の全部を訂正することとするとき。

(4) 決定で、不服申立てに係る利用停止決定等(被利用停止請求部分の全部の利用停止をする旨の決定を除く。)を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る被利用停止請求部分の全部の利用停止をすることとするとき。

(諮問をした旨の通知)

第42条 前条の規定による諮問(以下「諮問」という。)をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、次に掲げるものに対し、当該諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該諮問に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第43条 第21条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定を

する場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定
- (2) 不服申立てに係る個人情報を開示する旨の決定（第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（審議会の調査権限）

第44条 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、諮問に係る個人情報が記録されている行政文書の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審議会に対し、その提示されている行政文書の開示を求めることができない。

2 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、諮問に係る個人情報の内容を審議会の指定する方法により分類し又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

3 諮問実施機関は、審議会から第1項前段又は前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審議会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。）に対し、その意見を記載した書面（以下「意見書」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他の必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第45条 審議会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を陳述する機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、不服申立人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第46条 不服申立人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第47条 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第44条第1項の規定により提示された行政文書について閲覧（当該行政文書が電磁的記録である場合にあっては、これに準ずる方法を含む。）をさせ、同条第4項に規定する調査をさせ、又は第45条第1項の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の閲覧等）

第48条 不服申立人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書又

は資料の閲覧又は写しの交付（以下「閲覧等」という。）（当該意見書又は資料が電磁的記録である場合にあっては、閲覧等に準ずる方法として実施機関の規則で定める方法を含む。）を求めることができる。

（調査審議手続の非公開）

第49条 審議会が行う不服申立てに係る調査審議の手続は、公開しない。

（答申等）

第50条 審議会は、諮問があった日から起算して60日以内に書面により答申するよう努めなければならない。

2 審議会は、前項の規定による答申をしたときは、同項の書面の写しを不服申立人及び参加人に送付しなければならない。

3 諮問実施機関は、審議会が第1項の規定による答申をしたときは、これを尊重して、速やかに、当該答申に係る不服申立てに対する決定をしなければならない。

4 諮問実施機関は、不服申立てがあった日から起算して90日以内に当該不服申立てに対する決定をするよう努めなければならない。

（苦情の処理）

第51条 実施機関は、現に保有している個人情報の取扱いについて苦情の申出があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めなければならない。

第5節 他の制度との調整等

第52条 この章の規定は、実施機関が住民の用に供することを目的として管理している図書、刊行物等に記録されている個人情報については、適用しない。

2 法令又は他の条例の規定により、個人情報の閲覧若しくは縦覧、謄本、抄本等に記録されている個人情報の写しの交付又は個人情報の訂正若しくは利用停止をすることができる場合については、当該手続については、この章の規定は適用しない。

第3章 雑則

（費用負担）

第53条 次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号の写しの作成及び送付（これらに準ずるものとして実施機関の規則で定めるものを含む。）に要する費用を負担しなければならない。

(1) 開示請求をして、個人情報が記録されている行政文書又はこれを複写した物の写しの交付（第22条第2項及び第3項の実施機関の規則で定める方法を含む。）を受ける者

(2) 第48条の意見書又は資料（これらを複写した物を含む。）の写しの交付（同条の実施機関の規則で定める方法を含む。）を受けるもの

(3) 第7条第1項第1号の規定に基づき、実施機関が定めるところにより、個人情報の提供として行政文書等の写しの交付（これに準ず

るものとして実施機関の規則で定める方法を含む。)を受けるもの
(運用状況の公表)

第54条 企業長は、毎年度、実施機関に対し、この条例の運用状況について報告を求め、これを取りまとめて、その概要を公表しなければならない。

(守秘義務)

第55条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第56条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

第4章 罰則

(罰則)

第57条 実施機関の職員又は職員であった者及び第9条第2項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル(個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した行政文書をいう。)(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第58条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た行政文書に記録された個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第59条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第60条 第55条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第61条 前4条の規定は、大阪広域水道企業団水道企業条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第2号)第3条第2項において規定する給水対象の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第62条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に大阪府個人情報保護条例(平成8年大阪府

条例第2号)の規定によりなされた開示請求、訂正請求、利用停止請求、大阪府個人情報保護審議会に対してなされた諮問、請求又は諮問に係る処分、手続その他の行為のうち、廃止前の大阪府水道企業条例(昭和41年大阪府条例第42号)に定める水道部に係る行為は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によってなされたものとみなす。

- 3 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務についての第5条第2項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、この条例の施行の日以後、遅滞なく」とする。

附 則 (平成23年条例第36号)

この条例は、公布の日(平成23年7月25日)から施行する。

表1 本人収集原則の例外事項（条例第6条第3項第6号）について

番号	項目	本人以外からの収集を適当と認める理由等
1	<p>栄典、表彰等の選考を行うため、候補者の氏名、住所、経歴、推薦の理由その他候補者に関する個人情報をも本人以外のもから収集する場合</p>	<p>① 栄典、表彰等の事務の性質上、本人に知られることにより、事務の公正な運営に支障をきたしたり、本人に事前に期待をいだかせることにより対象外となった場合の不信感につながる等事務の円滑な実施を困難にするおそれがある。</p> <p>② 本人から収集したのでは、情報の客観性を確保することができず、事務の目的に支障が生ずる。</p>
2	<p>委員、講師、指導者、助言者等を選任する事務等において、人選に必要な範囲内で候補者に関する個人情報を当該候補者の所属する団体、市町村等から収集する場合</p>	<p>① 委員等の適任者を幅広く求めるため、本人以外のもから候補者の個人情報を収集する必要がある。</p> <p>② 本人から収集したのでは、情報の客観性、正確性を確保することができず、事務の目的に支障が生ずる。</p> <p>③ 選考、任命等の事務の性質上、本人に知られることにより、事務の公正な運営に支障をきたしたり、本人に事前に期待を抱かせることにより対象外となった場合の不信感につながる等事務の円滑な実施を困難にするおそれがある。</p> <p>④ 団体、市町村の推薦の場合は、推薦という事務の性質上、本人から収集することができない。</p>
3	<p>団体又は事業を営む個人（以下「団体等」という。）に対して指導し、又は補助金の交付等を行うに当たり、団体等の職員、構成員又は団体等が設置し、若しくは運営している施設の入所者等に関する個人情報を団体等から収集する場合</p>	<p>① これらの情報は、当該団体等でなければ保有していない情報である。</p> <p>② 情報の客観性、正確性を確保するため、当該団体等から収集する必要がある。</p> <p>③ 団体等の指導、補助金の交付等に際して、事務に必要な範囲内で行政機関が職員、構成員等の個人情報や利用者、入所者等の個人情報を収集することは必要不可欠なものであると考えられる。</p>
4	<p>相談、陳情、要望、苦情、意見等その他本人の自由な意思により提供される情報の中に、提供者以外の者に関する個人情報が含まれている場合</p>	<p>① 相談、陳情、要望、苦情、意見等の内容に相談者以外の者に関する個人情報が含まれている場合、それらの内容を正確に把握しなければ、事務を適切に処理することができない。</p> <p>② 相談等の内容は、相談者等の意思により一方的に提供されるものであり、その性質上収集を拒むことができない。</p>

番号	項目	本人以外からの収集を適当と認める理由等
5	病院、保健所等の機関が診療行為、疾病予防等のために本人の家族等から本人に関する個人情報を収集する場合	患者や受診者等に対する確かな治療等を行うために、本人の過去の治療歴等に関する情報を主治医や家族等など、本人以外のものから収集することが必要な場合がある。
6	実施機関以外の府の機関、国、他の地方公共団体その他の者から送付された資料に名簿等の個人情報が含まれている場合	① 実施機関以外の府の機関、国等の事務又は事業の目的に基づいて送付されるものであり、その性質上収集を拒むことができない。 ② 報告書等の一部である場合などは、個人情報の部分のみを除いて収集することが困難である。
7	本人の所在確認等のため、家族、本人が所属する団体等から本人の個人情報を収集する場合	事務の性質上本人から収集することができない。
8	争訟、評価、指導、交渉等の事務で本人から収集したのではその目的を達成し得ない場合	① 本人から収集したのでは事務が公正・正確に行われないなど事務の目的を達成し得ない。 ② 争訟、評価、指導等に当たっては、本人以外のものから情報を収集することが、当該争訟、評価、指導等の事務の公正かつ円滑な執行のために必要であり、また、公益に資するものである。
9	規則、要綱等の規定に基づく各種の申請、届出等に伴い、提出される情報に当該申請者等以外の者の個人情報が含まれている場合	申請書等の内容に、当該申請者等以外の者に関する個人情報が要件として定められている場合がある。
10	委託契約等に伴い、当該受託者等からその従業員等に関する個人情報を収集する場合	委託等の契約を締結する事務において、契約先の従業員の氏名等を把握することが契約書に明記されている場合があり、当該事務の適正かつ円滑な執行のために必要である。
11	職員の任免等を行う事務の中で、本人に関する個人情報を本人以外のものから収集する場合	職員の任免等を行う事務においては、任用に当たっての適格性の審査や、免職等の処分を行うに当たっての事案に応じた的確な処理を行うため、本人の個人情報を本人以外のものから収集することが必要な場合がある。

番号	項目	本人以外からの収集を適当と認める理由等
1 2	国若しくは他の地方公共団体又は実施機関以外の府の機関から収集することが事務の執行上やむを得ないと認められる場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合	情報の客観性、正確性を確保するためには、国等から収集する必要がある場合がある。
1 3	法律又はこれに基づく政令の規定による明示の指示（地方自治法第245条第1号（へ）の指示、その他これに類する行為をいう。）に基づき、本人以外から本人に関する個人情報収集する場合	知事等の事務の処理に関し、国の行政機関等から地方自治法第245条第1号（へ）の適法な指示があれば、知事等は、最終的にはこれに従わざるを得ないものである。
1 4	公共事業に必要な土地等の取得、収用、使用に際し、事業の円滑な推進を図るため、土地所有者等の権利関係等に関する個人情報を収集する場合	<p>① 権利関係について確認するため、本人以外のものから情報を収集することが必要になる場合がある。</p> <p>② 権利関係の中に当事者以外の者に関する個人情報が含まれている場合、それらの内容を正確に把握しなければ、事務を適切に処理することができない。</p>

表3 目的外利用・提供禁止原則の例外事項（条例第7条第1項第6号）について

番号	項目	適当と認める理由等
1	<p>栄典、表彰の選考又は委員、講師、指導者等の選任のため、個人情報を当該実施機関内において利用し、又は他の実施機関、実施機関以外の府の機関若しくは国等に提供する場合</p> <p>ただし、利用・提供は必要な範囲に限定することとし、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>	<p>① 栄典、表彰等を行う事務において、選考対象者に関する個人情報を本人から収集したのでは、事務の公正な運営に支障をきたしたり、又は円滑な実施を困難にするおそれがある。</p> <p>② 委員や講師等の人選を行う場合において、本人から収集したのでは情報の客観性、正確性を確保することができず、また、人選を行う機関は、適任者を幅広く求めるため、多くの機関から委員、講師等の候補者の実績等の個人情報を収集する必要がある。</p> <p>③ このため、候補者に関し、実施機関が現に保有する個人情報を当該実施機関内において利用し、又は他の実施機関、実施機関以外の府の機関若しくは国等に提供することを認める必要がある。</p>
2	<p>実施機関が法令（条例を含む。以下同じ。）に基づき実施する事務に関して同一実施機関内で行う照会又は他の実施機関、実施機関以外の府の機関若しくは国等が法令に基づき実施する事務に関して行う照会に対して回答する場合</p> <p>ただし、法令に基づき実施する事務の遂行に必要な範囲内で個人情報を取り扱う場合であって、当該個人情報を使用する目的に公益性があり、個人情報を照会することについて合理的な理由があり、かつ、いずれの場合も個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>	<p>① 国等が法令に基づく事務を遂行するために必要な情報であり、個人情報を使用する公益上の必要性が認められる。</p> <p>② 個人情報を利用し、又は提供しないと、国等は改めて本人から収集しなければならず、時間及び経費がかかるとともに、本人にも負担をかけるので、府民の負担の軽減、行政運営の効率化の観点から回答する必要がある。</p> <p>③ 国等は、住民の福祉の向上を図るため、相互に協力して適切な事務執行を行うことが要請されている。</p> <p>④ 国等が本人から収集できないことについて合理的な理由がある場合がある。</p> <p>⑤ 国等の職員は、守秘義務を負っており、みだりに当該個人情報が公開されるおそれがない。</p> <p>⑥ ただし、条例第7条第2項の規定により、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対して、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めること。</p>

番号	項目	適当と認める理由等
	<p>また、当該実施機関において利用し、又は他の実施機関に提供する場合においては、個人情報取扱事務の目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて利用し、又は提供してはならない。</p>	
3	<p>広報資料の送付又は会議等の案内のために、実施機関が実施した事業の参加者の名簿等の個人情報を当該実施機関内において利用し、又は他の実施機関、実施機関以外の府の機関若しくは国等に提供する場合</p> <p>ただし、当該個人が案内又は送付を拒んでいる場合を除く。</p>	<p>① 実施機関が実施した事業の参加者等に対して、当該実施機関、当該実施機関以外の府の機関又は国等が、関連する事業や会議、催し物等の案内をし、又は刊行物等を送付することは、当該個人の利益にかなうものである。したがって、当該個人が案内又は送付を拒んでいる場合を除き、当該案内又は送付ができることとする必要がある。</p> <p>② なお、収集に当たっては、できるだけ本人の同意を得るように努力し、この項目に該当する事務事業数を減らしていくよう心がけること。</p>
4	<p>報道機関に発表し、又は報道機関の取材、要請に応じて提供する場合</p> <p>ただし、社会的関心が高い等府民に知らせる公益上の必要性があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る。</p>	<p>対象となる個人情報の内容、公表した場合の影響等を判断して、社会通念上許容される範囲内であり、かつ、当該個人情報の内容その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合には、報道機関の取材に応じ、又は報道機関に発表することが必要な場合がある。</p>
5	<p>法律又はこれに基づく政令の規定による明示の指示（地方自治法第245条第1号（へ）の指示、その他これに類する行為をいう。）に基づき、本人に関する個人情報を提供する場合</p>	<p>知事等の事務の処理に関し、国の行政機関等から地方自治法第245条第1号（へ）の適法な指示があれば、知事等は、最終的にはこれに従わざるを得ないものである。</p>

番号	項目	適当と認める理由等
6	二級・木造建築士及び二級・木造建築士事務所の開設者の処分状況を、国土交通省、他の都道府県及び建築主事を置く市町村に情報提供する場合	<p>① 国土交通省、他の都道府県及び建築主事を置く市町村は、建築確認業務を行っており、処分（業務停止・事務所閉鎖以上）を受けた二級・木造建築士や二級・木造建築士事務所を認知していなければ、無資格者の設計等による建築確認事務を行うことになり、建築士法第3条、第3条の2、第3条の3及び第23条違反を認めることになるため。</p> <p>② 国土交通省及び地方公共団体の職員は、守秘義務を負っており、みだりに当該情報が公開されるおそれがない。</p>
7	がん対策の推進のために、患者の発生状況等を調査する悪性新生物患者登録事務を実施する場合	<p>① がん登録事業は、がんの実態把握を主目的として実施され、がん対策の企画と評価に関する基礎資料となっている。がん登録資料は、がんの原因の究明、がん検診の精度管理と効果測定、医療機関における対がん活動の支援にも活用されておりこうした分野での情報提供においては、公益上の必要性が認められる。</p> <p>② 公的機関の職員は守秘義務を負っており、また医療機関等に提供する場合においても、限定された目的と対象者であり、かつ、資料の保管についても、十分な配慮を義務づけるなど、資料の漏えいを防止している。</p> <p>③ 医療情報の持つ特殊性があるとしても、今後はがん登録制度自体の周知を図ることで、府民をはじめとする関係者のより一層の協力を得るとともに、患者本人の利益にも配慮し、個人情報の保護システムを充実していくことが特に重要である。</p>
8	会計検査院法第26条の規定に基づく会計検査院の帳簿等の提出要求に従い、帳簿等を提出する場合	<p>① 法律の規定に基づく提出要求であり、公共団体の機関として当該規定の趣旨を踏まえて処理する必要がある。</p> <p>② ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、いずれの場合も提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>

番号	項目	適当と認める理由等
		③ 提供等は、目的達成のため必要な範囲に限定するものとする。
9	地方自治法第100条第1項の規定に基づく地方議会の提出要求に従い、選挙人等の記録を提出する場合	<p>① 法律の規定に基づく提出要求であり、公共団体の機関として当該規定の趣旨を踏まえて処理する必要がある。</p> <p>② ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、いずれの場合も提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p> <p>③ 提供等は、目的達成のため必要な範囲に限定するものとする。</p>
10	国税徴収法第141条の規定に基づく税務署等からの質問及び検査に応ずる場合	<p>① 法律の規定に基づく質問及び検査であり、公共団体の機関として当該規定の趣旨を踏まえて処理する必要がある。</p> <p>② ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、いずれの場合も提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p> <p>③ 提供等は、目的達成のため必要な範囲に限定するものとする。</p>
11	民事訴訟法第226条等の法律の規定に基づく裁判所からの求めに応じて報告、文書の送付等を行う場合	<p>① 法律の規定に基づく要求であり、公共団体の機関として当該規定の趣旨を踏まえて処理する必要がある。</p> <p>② ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、いずれの場合も提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p> <p>③ 提供等は、目的達成のため必要な範囲に限定するものとする。</p>
12	刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく司法警察職	① 法律の規定に基づく照会であり、公共団体の機関として当該規定の趣旨を踏まえて処理する必要

番号	項目	適当と認める理由等
	員からの照会に対して回答する場合	<p>がある。</p> <p>② ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、いずれの場合も提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p> <p>③ 提供等は、目的達成のため必要な範囲に限定するものとする。</p>
1 3	地方自治法第98条第1項及び第99条第1項の規定に基づく地方議会からの検閲及び検査の請求並びに説明の要求に応ずる場合	<p>① 法律の規定に基づく検閲及び検査の請求並びに説明の要求であり、公共団体の機関として当該規定の趣旨を踏まえて処理する必要がある。</p> <p>② ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、いずれの場合も提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p> <p>③ 提供等は、目的達成のため必要な範囲に限定するものとする。</p>
1 4	弁護士法第23条の2の規定に基づく弁護士会からの照会に対して回答する場合	<p>① 法律の規定に基づく照会であり、公共団体の機関として当該規定の趣旨を踏まえて処理する必要がある。</p> <p>② ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、いずれの場合も提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p> <p>③ 提供等は、目的達成のため必要な範囲に限定するものとする。</p>

番号	項目	適当と認める理由等
15	<p>訴訟事件、非訟事件、審査請求等行政庁に対する不服申立て事件、裁判所に申し立てられた調停事件等において、当事者である府及び府が設立した地方独立行政法人が訴訟等の資料として裁判所や審査庁等に個人情報を提供する場合</p>	<p>① 事実関係を正確に反映させ、公正、妥当な訴訟等を遂行する要請との均衡を考慮して、個人情報の保護に十分に配慮しながら処理する必要がある。</p> <p>② ただし、実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p> <p>③ 提供等は、目的達成のため必要な範囲に限定するものとする。</p>
16	<p>団体役員及び個人事業者に関する個人情報のうち、団体の代表である役員及び個人事業者の氏名並びに営業所の名称、所在地、電話番号及び業種等について、府民への公表等を行う場合</p> <p>ただし、その公表等に公益上の必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>	<p>団体の代表である役員及び個人事業者に関する個人情報のうち、氏名や営業所の名称、所在地等の情報は、通常、事業活動に伴い公にされるものと想定される。</p> <p>対象となる個人情報の内容、公表等をした場合の影響等を判断して、社会通念上許容される範囲内であり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合は、府民への公表等が必要な場合がある。</p>

大阪広域水道企業団個人情報保護条例と大阪府個人情報保護条例との対照表

※ 今回の諮問に係る条文のみ

大阪広域水道企業団個人情報保護条例	大阪府個人情報保護条例
<p>(収集の制限)</p> <p>第6条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う目的を具体的に明らかにし、当該目的の達成のために必要な範囲内で収集しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 本人の同意があるとき。</p> <p>(2) 法令又は条例の規定に基づくとき。</p> <p>(3) 他の実施機関から提供を受けるとき。</p> <p>(4) 出版、報道等により公にされているものから収集することが正当であると認められるとき。</p> <p>(5) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げる場合のほか、大阪広域水道企業団個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いた上で、本人から収集することにより、個人情報取扱事務の目的の達成に支障が生じ、又はその円滑な実施を困難にするおそれがあることその他本人以外のものから収集することに相当の理由があると実施機関が認めるとき。</p> <p>4 実施機関は、本人から直接当該本人の個人情報を収集するときは、あらかじめ、本人に対し、当該個人情報を取り扱う目的を明示するよう努めなければならない。</p> <p>5 実施機関は、次に掲げる個人情報を収集してはならない。ただし、法令若しくは条例の規定に基づくとき又は審議会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 思想、信仰、信条その他の心身に関する基本的な個人情報</p> <p>(2) 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報</p>	<p>(収集の制限)</p> <p>第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う目的を具体的に明らかにし、当該目的の達成のために必要な範囲内で収集しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>一 本人の同意があるとき。</p> <p>二 法令又は条例の規定に基づくとき。</p> <p>三 他の実施機関から提供を受けるとき。</p> <p>四 出版、報道等により公にされているものから収集することが正当であると認められるとき。</p> <p>五 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</p> <p>六 犯罪の予防等を目的とするとき。</p> <p>七 前各号に掲げる場合のほか、大阪府個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いた上で、本人から収集することにより、個人情報取扱事務の目的の達成に支障が生じ、又はその円滑な実施を困難にするおそれがあることその他本人以外のものから収集することに相当の理由があると実施機関が認めるとき。</p> <p>4 実施機関は、本人から直接当該本人の個人情報を収集するときは、あらかじめ、本人に対し、当該個人情報を取り扱う目的を明示するよう努めなければならない。</p> <p>5 実施機関は、次に掲げる個人情報を収集してはならない。ただし、法令若しくは条例の規定に基づくとき、犯罪の予防等を目的とするとき又は審議会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるときは、この限りでない。</p> <p>一 思想、信仰、信条その他の心身に関する基本的な個人情報</p> <p>二 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報</p> <p>(平一七条例二六・一部改正)</p>
<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第7条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外に個人情報を、当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。</p> <p>(2) 法令又は条例の規定に基づくとき。</p> <p>(3) 出版、報道等により公にされているものを利用し、又は提供することが正当であると認められるとき。</p> <p>(4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(5) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために利用し、又は提供する場合で、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当な理由があると実施機関が認めるとき。</p> <p>2 実施機関は、実施機関以外のものに個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対して、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。</p> <p>3 実施機関は、審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと当該実施機関が認める場合を除き、実施機関以外のものに対して、通信回線により結合された電子計算機(実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。)を用いて個人情報の提供をしてはならない。</p>	<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第八条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外に個人情報を、当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>一 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。</p> <p>二 法令又は条例の規定に基づくとき。</p> <p>三 出版、報道等により公にされているものを利用し、又は提供することが正当であると認められるとき。</p> <p>四 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</p> <p>五 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために利用し、又は提供する場合で、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。</p> <p>六 犯罪の予防等を目的として実施機関内において利用する場合で、当該目的の達成に必要な限度で利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があると認められるとき。</p> <p>七 犯罪の予防等を目的として、他の実施機関、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に提供する場合で、当該目的の達成に必要な限度で提供し、かつ、当該個人情報を提供することについて相当の理由があると認められるとき。</p> <p>八 犯罪の予防等を目的として、前号に規定する者以外のものに提供する場合で、当該目的の達成に必要な限度で提供し、かつ、当該個人情報を提供することについて特別の理由があると認められるとき。</p> <p>九 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当な理由があると実施機関が認めるとき。</p> <p>2 実施機関は、実施機関以外のものに個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対して、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。</p> <p>3 実施機関は、審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと当該実施機関が認める場合を除き、実施機関以外のものに対して、通信回線により結合された電子計算機(実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。)を用いて個人情報の提供をしてはならない。ただし、犯罪の予防等を目的として、国の機関又は他の都道府県警察に提供するときは、この限りでない。</p> <p>(平一七条例二六・一部改正)</p>